

写

基 発 第 1 号

昭和 5 6 年 1 月 1 日

各 都 道 府 県 労 働 基 準 局 長 殿

労 働 省 労 働 基 準 局 長

労 災 医 員 規 程 の 制 定 に つ い て

都道府県労働基準局におかれている労災医員の任用については、昭和26年3月20日付け基発第177号等により取り扱っているところであるが、最近における職業性疾病の多様化等に伴い、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の保険給付の支給決定等に当ってより高度の医学的な判断を要する案件の増加傾向が見られることなどから、労災医員の重要性が益々高まってきている。このため、今般別添のとおり昭和55年12月23日労働省訓第17号により、労災医員規程（以下「訓令」という。）が制定され、昭和56年1月1日から施行されることとなった。これによって労働本省及び都道府県労働基準局におかれている労災医員の位置付けと職務の明確化が図られることとなったので了知されたい。

なお、地方労災医員制度の運用に当たっては、下記に留意のうえ遺憾なきを期されたい。

記

1. 地方労災医員の委嘱等

- (1) 訓令に基づく地方労災医員の委嘱は、別途指示するところにより行うこととするが、それまでの間は、訓令の施行の日（昭和56年1月1日）の前日以前から引き続き労災医員に委嘱されている者が訓令による労災医員の職務を行うものとされている（附則第2項）ので、別途指示があるまでの間は、地方労災

医員に欠員が生じた場合においても、原則として新たな委嘱等を行わないこと。

- (2) 訓令に基づく地方労災医員の勤務形態、手当の額等については、別途指示するところによることとするが、それまでの間はなお従前の労災医員に関する通達で指示するところにより処理すること。

2. 地方労災医員の職務

- (1) 地方労災医員の職務は、従来昭和26年3月20日付け基発第177号通達の定めるところにより運用されてきたものであるが、今般訓令が定められたことにより、明確にされたので、具体的には次によること。

地方労災医員の主たる職務は、労災保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法の規定による災害補償に係る事務に関し、行政庁及び当該職員の求めに応じて一般的に、又は労災保険法の規定による保険給付の請求等の個別案件について、傷病等の業務上外、療養補償給付又は療養給付の範囲（治ゆの時期を含む。）、休業補償給付又は休業給付支給の要否、廃疾又は後遺障害の程度等に関する医学的な意見を述べることにある。この場合において、高度の医学に関する専門的知識を要する疾病の業務上外の認定等に関して意見を述べる場合には、他の地方労災医員との協議により行うこととされたので、協議の方法その他協議に関する事項については別途指示するところにより円滑な運用を図ること。

- (2) 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、必要があると認めるときは、地方労災医員に労災保険法第48条又は第49条に定める職務を行わせることができることとされたが、この指示は、専門的知識経験を必要とする案件など一般職員のみでは適切な事務処理が行えないと認められる事情がある場合に限定して行うこと。

なお、地方労災医員に診療機関等の臨検、質問又は検査を行わせる場合は、その用務を明確に指示するとともに、一般職員を同行させるものとする。この場合、地方労災医員及び一般職員に労働者災害補償保険法施行規則第52条及び同第53条に定める証票（告示様式第36号による適用事業場臨検証及び第37号による診療録検査証）を携行させることはいうまでもない。

3. 上記1及び2に定めるほか、地方労災医員に関しては、従前の労災医員に関する

る通達で指示するところによること。

労災医員規程を次のように定める。

昭和55年12月23日

労働大臣 藤 尾 正 行

労 災 医 員 規 程

(設 置)

第1条 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による災害補償に係る事務のうち医学に関する専門的知識を要するものの適正かつ迅速な処理に資するため、労働省労働基準局に中央労災医員を、都道府県労働基準局に地方労災医員を置く。

(委 嘱)

第2条 中央労災医員及び地方労災医員(以下「労災医員」という。)は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に係る診断、治療等に関し学識経験を有する医師のうちから、中央労災医員にあつては労働大臣が、地方労災医員にあつては都道府県労働基準局長が、それぞれ委嘱する。

(職 務)

第3条 労災医員は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法の規定による災害補償に係る事務のうち医学に関する専門的知識を要するものについて、文書又は口頭で意見を述べる。

2 地方労災医員は、前項の事務のうち高度の医学に関する専門的知識を要する労

働者の業務上の疾病の認定等に関する事務について意見を述べる場合には、必要に応じ、あらかじめ他の地方労災医員と協議しなければならない。

- 3 中央労災医員は、第1項の事務を行うほか、医学に関する専門的知識を要するものに関し、労働省労働基準局長の指示を受けて関係職員の研修及び地方労災医員との連絡等を行う。
- 4 地方労災医員は、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条の規定により同法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、関係者に対し質問し、若しくは帳簿書類を検査し、又は同法第49条の規定により物件を検査することができる。

(任期等)

第4条 労災医員の任期は、2年とする。

2 労災医員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務)

第5条 労災医員及び労災医員であった者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、労災医員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に第3条に規定する職務に相当する職務を行うこととされている者のうち、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において労働省労働基準局に所属していた者にあつては施行日において中央労災医員になるものとし、施行日の前日において都道府県労働基準局に所属していた者に

あつては施行日において当該都道府県労働基準局の地方労災医員になるものとし、これらの者の任期は第4条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第2条の規定により中央労災医員及び当該都道府県労働基準局の地方労災医員がこの訓令の施行後最初に委嘱されるまでの間とする。